

【 公 開 用 】

令和 4 年第 2 回伊達市議会定例会

議 案 説 明 資 料

議 案 名	資 料 名
議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて (令和 4 年度伊達市一般会計補正予算 (第 2 号))	1 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 給付事業 2 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業
議案第 5 号 議会の議員の議員報酬等に関する条例 の一部を改正する条例	議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改 正する条例の概要
議案第 6 号 伊達市税条例等の一部を改正する条例	伊達市税条例等の一部を改正する条例の概要
議案第 7 号 伊達市過疎地域における固定資産税の 課税免除に関する条例の一部を改正する 条例	伊達市過疎地域における固定資産税の課税免除に 関する条例の一部を改正する条例の概要
議案第 8 号 伊達市重度心身障がい者及びひとり親 家庭等医療費の助成に関する条例の一部 を改正する条例	伊達市重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療 費の助成に関する条例の一部を改正する条例の概 要
議案第 9 号 伊達市特定公共賃貸住宅管理条例の一 部を改正する条例	伊達市特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正す る条例の概要
議案第 10 号 令和 4 年度伊達市一般会計補正予算 (第 3 号)	1 庁舎等維持管理費 (新型コロナウイルス感染 症対策用品購入) 2 公共施設等総合管理計画更新業務委託料 3 公式 L I N E アカウ ント機能構築・運用事業 4 新型コロナウイルスワクチン接種事業 5 堆肥センター維持管理費 (一次発酵棟エアレ ーション修繕) 6 地域貢献型チャレンジショップ支援事業補助 金 7 経済対策事業補助金 8 大滝区観光振興補助金 9 だて歴史文化ミュージアム特別展等開催経費

議案第 1 号説明資料

(単位：千円)

1 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業

(1) 事業の概要

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、国の「コロナ禍における『原油価格・物価高騰等総合緊急対策』」に基づき、住民税非課税世帯等を支援するため、1世帯当たり10万円を給付する。

なお、財源として国の「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業補助金」を活用する。

(2) 事業の内容

事業費	事業の内容
(103,637) 102,008	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給付対象 <ul style="list-style-type: none"> ①又は②に該当する世帯 <ul style="list-style-type: none"> ①基準日（令和4年6月1日）の住民基本台帳に記録された世帯単位で、全員の令和4年度の住民税均等割が非課税である世帯。ただし、住民税が課税されている者の扶養親族等からなる世帯を除く。 ②①のほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和4年1月以降の家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯（家計急変世帯）。 ・ 給付額 給付金100,000円×1,000世帯 100,000 ・ 事務費（需用費、役務費等） 2,008

※上段の（ ）書きは、職員給与費を含む。

(3) 財源内訳

計	国	その他
(103,637)	(103,634)	(3)
102,008	102,005	3

※上段の（ ）書きは、職員給与費を含む。

2 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業

(1) 事業の概要

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、国の「コロナ禍における『原油価格・物価高騰等総合緊急対策』」に基づき、低所得の子育て世帯を支援するため、児童1人当たり5万円を給付する。

なお、財源として国の「新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金」を活用する。

(2) 事業の内容

事業費	事業の内容
(35,878) 35,399	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給付対象 <ul style="list-style-type: none"> ①又は②のア～ウのいずれかに該当する世帯 <ul style="list-style-type: none"> ①低所得のひとり親世帯（児童扶養手当受給者等） <ul style="list-style-type: none"> ア 令和4年4月分の児童扶養手当受給者 イ 公的年金給付等の受給により児童扶養手当の支給を受けていない世帯 ウ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変した世帯 ②その他の低所得の子育て世帯（①以外の令和4年度住民税非課税の子育て世帯） <ul style="list-style-type: none"> ア 令和4年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当を受給している世帯 イ 高校生等のみを養育する世帯 ウ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変した世帯 ・ 給付額 満18歳未満の児童1人当たり 50,000円×700人 35,000 ・ 事務費（需用費及び役務費） 399

※上段の（ ）書きは、職員給与費を含む。

(3) 財源内訳

計	国
(35,878)	(35,878)
35,399	35,399

※上段の（ ）書きは、職員給与費を含む。

議案第5号説明資料

議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の概要

1 改正の趣旨

伊達市特別職報酬等審議会から市議会議員の報酬月額の設定が必要との答申を受けたため、所要の条例改正を行うものである。

2 改正の内容

次の一般選挙により選出された議員の任期の初日から、報酬月額を引き上げる。

3 新旧対照表

改 正 案	現 行
(議員報酬) 第1条 略 (1) 議長 <u>431,000円</u> (2) 副議長 <u>377,000円</u> (3) 議員 <u>348,000円</u>	(議員報酬) 第1条 略 (1) 議長 <u>392,000円</u> (2) 副議長 <u>343,000円</u> (3) 議員 <u>316,000円</u>

議案第6号説明資料

伊達市税条例等の一部を改正する条例の概要

1 改正の趣旨

「地方税法」等の一部改正に伴い、所要の条例改正を行うものである。

2 改正の内容

次に掲げる改正のほか、所要の規定の整備を行うものである。

- (1) 個人市民税の住宅借入金等特別税額控除の特例期間が延長見直しされたことから規定の整備を行う。
- (2) 個人市民税の上場株式等の配当所得等に係る課税方式を所得税と一致するよう規定の整備を行う。

3 新旧対照表

(1) 伊達市税条例（第1条関係）

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">(納税証明書の交付手数料)</p> <p>第18条の4 法第20条の10の納税証明書の交付 <u>(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)</u>の手数料は、伊達市手数料条例（平成12年条例第11号）の定めるところによる。ただし、道路運送車両法第97条の2に規定する証明書については、手数料を徴しない。</p> <p style="text-align: center;">(所得割の課税標準)</p> <p>第33条 略 2及び3 略</p> <p><u>4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。</u></p>	<p style="text-align: center;">(納税証明書の交付手数料)</p> <p>第18条の4 法第20条の10の納税証明書の交付 _____ 手数料は、伊達市手数料条例（平成12年条例第11号）の定めるところによる。ただし、道路運送車両法第97条の2に規定する証明書については、手数料を徴しない。</p> <p style="text-align: center;">(所得割の課税標準)</p> <p>第33条 略 2及び3 略</p> <p><u>4 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定配当等申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</u></p>

5 略

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第34条の9 所得割の納税義務者が、第33条第4項に規定する確定申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する確定申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第34条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の道民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

3 略

(1) 第36条の2第1項の規定による申告書

(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

5 略

6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第36条の2第1項の規定による申告書

(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第34条の9 所得割の納税義務者が、第33条第4項に規定する特定配当等申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第34条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の申告書に係る年度分の個人の道民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

3 略

(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、市長の定める様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないもの）に係るものを除く。）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項（同項第2号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の左欄の(2)に掲げる者を除く。）については、この限りではない。

2 前項の規定により申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。）が提出すべき申告書の様式は施行規則第2条第3項ただし書の規定により、市長の定める様式による。

3～10 略

第36条の3 略

2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項（施行規則第2条の3第1項に規定する事項を除く。）のうち法第317条の2第1項各号又は第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により付記された事項は、前条第1項又は第3項から第5項までの規定による申告書に記載されたものとみな

(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、市長の定める様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者

に係るものを除く。）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項（同項第2号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2 前項の規定により申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。）が提出すべき申告書の様式は施行規則第2条第4項ただし書の規定により、市長の定める様式による。

3～10 略

第36条の3 略

2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項（施行規則第2条の3第1項に規定する事項を除く。）のうち法第317条の2第1項各号又は第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により附記された事項は、前条第1項又は第3項から第5項までの規定による申告書に記載されたものとみな

す。

3 第 1 項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に、施行規則第 2 条の 3 第 2 項各号に掲げる事項を付記しなければならない。

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）

の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名

(3)及び(4) 略

2～5 略

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有しない者を除く。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

す。

3 第 1 項本文の場合には確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に、施行規則第 2 条の 3 第 2 項各号に掲げる事項を附記しなければならない。

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 略

(2)及び(3) 略

2～5 略

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、

_____ 扶養親族（控除対象扶養親族 _____ を除く。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 略
 (2) 特定配偶者の氏名
 (3)及び(4) 略
 2～5 略

(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)

第73条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧（法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。）の手数料は、伊達市手数料条例の定めるところによる。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあつては、手数料を徴しない。

(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)

第73条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）の手数料は、伊達市手数料条例に定めるところによる。

附 則

第7条の3の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 略

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第16条の3 略

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につ

(1) 略

(2)及び(3) 略
 2～5 略

(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)

第73条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧の手数料

は、伊達市手数料条例の定めるところによる。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあつては、手数料を徴しない。

(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)

第73条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付_____

_____手数料は、伊達市手数料条例に定めるところによる。

附 則

第7条の3の2 平成22年度から令和15年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和3年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 略

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第16条の3 略

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等

いて特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

3 略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 略

2 略

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで又は第37条の8の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の2 略

2及び3 略

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第33条第4項に規定する特定配当等申告書を提出した場合(次に掲げる場合を除く。)に限り適用するものとし、市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について同条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。

(1) 第33条第4項ただし書の規定の適用がある場合

(2) 第33条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。

3 略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 略

2 略

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の2 略

2及び3 略

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特例適用配当等申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項

5 略

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の3 略

2及び3 略

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

5 略

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の3第3項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年分の所得税に係る同条第4項に規定する確定申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合

_____であつて、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第

その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第36条の2第1項の規定による申告書

(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

5 略

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の3 略

2及び3 略

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の条約適用配当等申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第36条の2第1項の規定による申告書

(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

5 略

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の3第3項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の同条第4項に規定する条約適用配当等申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）であつて、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第

3 項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

3 項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第27条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

(2) 伊達市税条例の一部を改正する条例（令和3年条例第22号）（第2条関係）

改 正 案	現 行
<p>伊達市税条例（昭和29年条例第7号）の一部を次のように改正する。 （中略） 第36条の3の3第1項中「<u>扶養親族（」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者に限る」に改める。</u> （中略）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（市民税に関する経過措置）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前条第2号に掲げる規定による改正後の伊達市税条例（以下「新条例」という。）<u>第24条第2項及び第36条の3の3第1項並びに附則第5条第1項の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</u></p>	<p>伊達市税条例（昭和29年条例第7号）の一部を次のように改正する。 （中略） 第36条の3の3第1項中「<u>控除対象扶養親族を除く</u>」を「<u>年齢16歳未満の者に限る</u>」に改める。 （中略）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（市民税に関する経過措置）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前条第2号に掲げる規定による改正後の伊達市税条例（以下「新条例」という。）<u>の規定中個人の市民税に関する部分</u>は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p>

議案第7号説明資料

伊達市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の概要

1 改正の趣旨

「租税特別措置法」及び「租税特別措置法施行令」の一部改正に伴い、所要の条例改正を行うものである。

2 改正の内容

当該法令の条項の繰下げ及び改正に伴い、引用条項を整理する。

3 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(課税免除)</p> <p>第2条 市長は、法第2条第2項の規定による公示の日（以下「公示日」という。）から令和6年3月31日までの間に、持続的発展計画に記載された産業振興促進区域内において、持続的発展計画において振興すべき業種として定められた租税特別措置法（昭和32年法律第26号）<u>第12条第4項の表の第1号の中欄又は第45条第3項の表の第1号の中欄</u>に掲げる事業の用に供する設備で同法<u>第12条第4項の表の第1号の下欄又は第45条第3項の表の第1号の下欄</u>の規定の適用を受けるものであって、取得価額の合計額が次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額以上のもの（以下「特別償却設備」という。）の取得等（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）<u>第28条の9第10項第1号</u>に規定する資本金の額等（以下「資本金の額等」という。）が5,000万円を超える法人が行うもの）にあっては、新設又は増設に限る。）をした者について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（公示日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税について課税免除をすることができる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p>	<p>(課税免除)</p> <p>第2条 市長は、法第2条第2項の規定による公示の日（以下「公示日」という。）から令和6年3月31日までの間に、持続的発展計画に記載された産業振興促進区域内において、持続的発展計画において振興すべき業種として定められた租税特別措置法（昭和32年法律第26号）<u>第12条第3項の表の第1号の中欄又は第45条第2項の表の第1号の中欄</u>に掲げる事業の用に供する設備で同法<u>第12条第3項の表の第1号の下欄又は第45条第2項の表の第1号の下欄</u>の規定の適用を受けるものであって、取得価額の合計額が次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額以上のもの（以下「特別償却設備」という。）の取得等（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）<u>第28条の9第10項</u>に規定する資本金の額等（以下「資本金の額等」という。）が5,000万円を超える法人が行うもの）にあっては、新設又は増設に限る。）をした者について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（公示日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税について課税免除をすることができる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p>

議案第8号説明資料

伊達市重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の概要

1 改正の趣旨

「高齢者の医療の確保に関する法律」の一部改正に伴い、所要の条例改正を行うものである。

2 改正の内容

後期高齢者医療における療養の給付に係る一部負担金の負担割合変更に伴い、医療助成対象者の範囲を一部変更するほか、所要の文言整理を行う。

3 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(助成の対象者)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>ウ 65歳以上で高確法の規定による医療を受けていない者又は <u>同法の規定による医療を受けている者(同法第67条第1項第2号及び第3号に掲げる者並びに規則に掲げる者を除く。)</u>であること。</p> <p>エ <u>医療保険各法において高確法の医療給付と同等の給付が受けられる者(当該医療を受けることができる期間に限る。)</u>であること。</p> <p>(4)及び(5) 略</p>	<p>(助成の対象者)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>ウ 65歳以上で高確法の規定による医療を受けていない者、<u>または、同法の規定による医療を受けている場合においては、規則に掲げる者及び高確法第67条第1項第2号に掲げる者以外の者</u></p> <p>エ <u>医療保険各法において高確法の医療給付と同等の給付が受けられる者については当該医療を受けることができる間</u></p> <p>(4)及び(5) 略</p>

議案第9号説明資料

伊達市特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の概要

1 改正の趣旨

「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則」の一部改正に伴い、所要の条例改正を行うものである。

2 改正の内容

当該省令の条項の繰下げに伴い、引用条項を改める。

3 新旧対照表

改 正 案	現 行
(用語の定義) 第2条 略 (1) 略 (2) 所得 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成5年建設省令第16号。以下「施行規則」という。） <u>第1条第4号</u> に規定する所得をいう。	(用語の定義) 第2条 略 (1) 略 (2) 所得 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成5年建設省令第16号。以下「施行規則」という。） <u>第1条第3号</u> に規定する所得をいう。

議案第10号説明資料

(単位：千円)

1 庁舎等維持管理費（新型コロナウイルス感染症対策用品購入）

(1) 事業の概要

公共空間における新型コロナウイルス感染症の拡大防止を目的に、手指消毒を徹底させるとともに、各種案内等を表示する映像表示装置の設置により来庁者と市職員の接触機会を低減させるための経費を計上する。

(2) 事業の内容

事業費	事業の内容	
927	・手指消毒用アルコールの購入費	357
	・各種案内等を表示する映像表示装置の購入費	570

(3) 財源内訳

計	一般財源
927	927

2 公共施設等総合管理計画更新業務委託料

(1) 事業の概要

公共施設等の計画的な管理による財政負担の軽減及び施設の最適な配置等を実現するため策定した「公共施設等総合管理計画」について、国からの指針に基づく必要な記載事項の追加及び内容の見直し等を行うための経費を計上する。

(2) 事業の内容

事業費	事業の内容	
1,650	・公共施設等総合管理計画見直しに係る業務委託料	1,650

(3) 財源内訳

計	一般財源
1,650	1,650

3 公式LINEアカウント機能構築・運用事業

(1) 事業の概要

市民サービスの向上及び職員の事務の省力化を目的として、コミュニケーションツールである「LINE（ライン）」を活用することにより、受信者の属性に特化した情報の配信やよくある質問の自動応答、各種予約受付等を可能とするため、システムの構築及び運用に必要な経費を計上する。

(2) 事業の内容

事業費	事業の内容	
4,488	・公式LINEアカウント機能構築業務委託料 (個々に特化した情報の配信機能、質問の自動応答機能、予約受付機能等)	2,112
	・公式LINEアカウント機能運用業務委託料 (264,000円×9か月)	2,376

(3) 財源内訳

計	一般財源
4,488	4,488

4 新型コロナウイルスワクチン接種事業

(1) 事業の概要

新型コロナウイルスワクチンの第二期追加接種（4回目接種）の開始に伴い、不足する経費を計上する。

なお、財源として国の「新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金」及び「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金」を活用する。

(2) 事業の内容

事業費	事業の内容
31,482	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 3回目接種から5か月を経過した60歳以上の者及び基礎疾患を有する18歳から59歳までの者 約14,600人 ・接種体制確保に要する経費 12,078 接種予約受付業務委託、接種券印刷及び郵送等 国の補助率 10/10 ・ワクチン接種に要する経費 19,404 接種委託 4,620円（接種費＋休日加算）×4,200人分 国の負担率 10/10

(3) 財源内訳

計	国
31,482	31,482

5 堆肥センター維持管理費（一次発酵棟エアレーション修繕）

(1) 事業の概要

一次発酵棟に設置している堆肥の発酵を促進するための送風設備（エアレーション）について、老朽化に伴う故障により、全5台のうち4台が稼働を停止していることから、修繕を行うための費用を計上する。

(2) 事業の内容

事業費	事業の内容
7,748	<ul style="list-style-type: none"> ・伊達市堆肥センター一次発酵棟エアレーション設備（全5台分）修繕料 7,748

(3) 財源内訳

計	一般財源
7,748	7,748

6 地域貢献型チャレンジショップ支援事業補助金

(1) 事業の概要

商業振興及び地域の活性化を図ることを目的とした本事業について、当初見込んでいた申請件数（3件）を超える実現性の高い相談を複数受けていることから、事業を実施する伊達商工会議所に対する補助金を増額する。

(2) 事業の内容

事業費	事業の内容
3,200	<ul style="list-style-type: none"> ・事業概要（出店者補助） 補助率 1/2以内（上限1,600千円） 補助対象経費 ①店舗の新築、改築及び改修に係る工事費 ②店舗の賃借料 ③店舗の広告宣伝費 ・事業費（1,600千円×2件）
	3,200

(3) 財源内訳

計	一般財源
3,200	3,200

7 経済対策事業補助金

(1) 事業の概要

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により落ち込んだ旅行需要の回復を目的に、市内の宿泊事業者へ宿泊料金の支援を行う伊達商工会議所（新型コロナウイルス感染症緊急経済対策実行委員会）に対し、事業費を補助する。

(2) 事業の内容

事業費	事業の内容
55,000	<ul style="list-style-type: none"> ・事業概要（宿泊料金の割引） 対象施設 市内の全ての宿泊施設 割引率 50%（割引額上限：1泊につき3千円（3連泊まで）） 対象者 日本在住者 実施期間 令和4年7月初旬～12月末までのうち日～木曜日（祝前日を除く。）チェックイン分（予定） ・事業費内訳
	55,000
	<ul style="list-style-type: none"> 事業費（約16,000泊分） 50,000 事務費（事業費の10%） 5,000

(3) 財源内訳

計	一般財源
55,000	55,000

8 大滝区観光振興補助金

(1) 事業の概要

大滝区の観光振興を図るため、北湯沢温泉宿泊施設の宿泊客を対象に、大滝区の野菜等の地場産品を宿泊特典として提供する野口観光株式会社に対し、事業費を補助する。
 なお、財源として「大滝区観光振興基金」を充当する。

(2) 事業の内容

事業費	事業の内容
15,000	<ul style="list-style-type: none"> ・事業概要（宿泊特典） <li style="padding-left: 20px;">対象者 令和4年7月～令和5年3月に北湯沢温泉宿泊施設（緑の風リゾート、森のソラニワ及びホロホロ山荘）に宿泊した者（先着5,000組） <li style="padding-left: 20px;">提供時期 令和4年8月以降に順次発送 ・事業費内訳 15,000 <li style="padding-left: 20px;">大滝区の地場産品提供に係る経費 <li style="padding-left: 40px;">宿泊客5,000組×商品3,000円（送料込）

(3) 財源内訳

計	その他
15,000	15,000

9 だて歴史文化ミュージアム特別展等開催経費

(1) 事業の概要

だて歴史文化ミュージアムにおける来館者の増加を目的に、旧おおたき陶芸展入選作品及び現代の道内陶芸作家の作品のコラボレーション展を秋季特別企画として開催するための費用を計上する。

(2) 事業の内容

事業費	事業の内容
2,130	・需用費（展示什器購入及び広告物印刷） 410
	・広告宣伝費（新聞広告掲載） 420
	・展示場管理及び企画展示業務委託料 1,300

(3) 財源内訳

計	一般財源
2,130	2,130